

時の動き

死活にかかわるインボイス制度

牛久市議会議員

杉森 弘之

仕事が減る、採算が取れない

いま、免税事業者（課税売上高が1000万円以下の、中小企業や個人事業主等をはじめ、消費税の納税義務がない事業者）にとって問題となっているのが「インボイス制度」です。

「インボイス」とは、「請求書」のことですが、インボイス制度におけるインボイスとは、普通の請求書ではなく、消費税法の要件を満たした請求書＝「適格請求書」のことです。

消費税は、事業者が消費者等から預かった消費税から、事業者自身が仕入等により支払った消費税を差し引いて

（仕入税額控除納付する仕組みになっています。しかし、インボイス制度では、このインボイスがなければ仕入税額控除が受けられません。

そのため、第一に、免税事業者は仕事が減る可能性があります。取引先はインボイスを受け取れず、仕入税額控除の適用を受けられなくなるため、消費税を余分に支払うことになり、取引先は免税事業者に発注しなくなるからです。

第二に、免税事業者は仕事を受けても採算が取れなくなる可能性があります。取引先は発注する場合に、余分に

払う消費税分を様々な名目・形式で値引きするよう求めてくる可能性があるからです。

免税事業者数は508万、全事業者858万の59%を占め、その内425万が個人事業主で、法人は83万と推計され、それらの経営悪化が懸念されます。

新たなコスト負担も

インボイス制度導入は、免税事業者だけでなく、他の事業者にも不利益を招く可能性があります。

第一に、新たなコスト負担を強いる



声優、俳優、漫画家等がインボイス中止を訴え

東京新聞 TOKYO Web 11/16 より

ことです。免税事業者に限らず、すべての事業者において、財務だけでなく各種システム変更等によるコスト負担が生じるという問題もあります。

第二に、簡易課税制度の見直し議論につながることに危惧があります。簡易課税制度は、小規模事業者に配慮した消費税の計算方法に関する特例で、課税取引において、受け取った消費税額から支払った消費税額を差し引く計

算をする代わりに、「受け取った消費税額×業種ごとの一定の割合（みなし仕入率）」で納付する消費税額とみなすことを認めるのですが、これを選択する事業者が課税事業者の約35%の114万といわれています。

第三に、シルバー人材センター等の公共的団体もインボイスの影響を受けています。会員への配分金でインボイスを受けられないからです。

他方で、大企業に対しては様々な減税措置が講じられ、実質税負担率は中小企業より低いといわれています。

立憲民主党から廃止法案が提出されたり、団体が反対声明を発表したりと、インボイス制度に反対する声は少なくありません。

日本商工会議所ならびに東京商工会議所は2022年9月8日、『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査』を公表し、小規模な業者の約6割

が機器整備・技術対応の準備ができておらず、日商も制度の導入延期を提言する状況です。

このインボイス制度は2016年当初、2021年4月から導入される予定でしたが、消費税増税に伴って一度導入時期が見送られました。現在、2023年10月1日から開始される予定で、「適格請求書発行事業者」として事前の登録が必要となり、その登録申請受付が2021年10月1日から始まりました。反対世論の高まりの中で政府は1月16日、事業者登録の受け付けを2023年9月30日までに延長することを発表しました。しかし、これはあくまで、「適格請求書発行事業者登録の期限の延長」であり、インボイス制度自体の導入の延期ではなく、中止でも撤回でもありません。

免税事業者、小規模事業者にとって死活にかかわるインボイス制度は中止すべきです。（すぎもり ひろゆき）